

給付型奨学金事業の概要について

区独自事業として検討を進めている給付型奨学金事業について、事業の概要を以下のとおり報告する。

1 実施内容

（1）事業の対象者と給付の内容

・大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学生を対象とする。

・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援する。

（別紙1のとおり）

（2）対象となる学校

国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）に在学及び進学する人が給付対象となる。（別紙2のとおり）

（3）対象者の要件

① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、給付を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること

② 年齢等に関する要件

確認大学等に進学予定または在学している人で、確認大学等へ初めて入学した日の属する年度における年齢が満29歳以下の人であること

③ 学業成績等に関する基準

別紙2のとおり

④ 家計に関する基準（収入基準）

申込者及び生計維持者の税情報を確認し、「給付額算定基準額」が154,500円未満であること（申込者と生計維持者の合算）

・給付額算定基準額=課税標準額×6%－（調整控除額+調整額）

⑤ その他

上記要件を満たす応募者のうち、給付額算定基準額が低い者から優先して採用する。

（4）募集人数

1学年80人程度とする。

(5) その他

社会的養護経験者に対しての高等教育における進学・修学に係る支援については、社会的養護自立支援拠点事業において実施することを引き続き検討していく。

2 今後のスケジュール（予定）

令和9年度進学予定者向けのスケジュールは以下のとおり。令和9年度以降、並行して在学生向けの奨学生募集を開始する。

令和8年度5月以降 事業周知

7月以降 奨学生の募集

12月頃 応募者への内示

令和9年度4月以降 奨学金の交付決定

6月以降 前期分支給

給付金額の考え方及びモデルケース

1 納付金額の考え方

- ・入学金及び授業料等に対する奨学金を給付する。
- ・原則として、国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金の給付。以下、「国制度」という。）の対象となる者は、国制度に申し込むことを条件とする。
- ・学校種別（国公私立、大学・短期大学、夜間制など）、通学形態（自宅通学、自宅外通学）ごとに金額を設定する。
- ・区独自の段階区分として、A・B区分の2区分を設定し、それぞれ給付上限額を定める。
- ・A区分は、国制度の支援の満額と同額を上限とし、満額の給付を受けることができる所得層を広げる。
- ・B区分は、中間所得層の世帯を対象とし、A区分の2／3の金額を上限に支援を行う。
- ・区が給付する金額は、区の支給上限額から、国制度により給付される金額を差し引いたものとする。ただし、B区分については、国支給額を区支給上限額から差し引かない（多子世帯支援を除く）。
- ・A区分の区の支給上限額と、申込者の学費（授業料や施設整備費等）を比較し、差額が生じる場合には、学費の差に着目した支援として上限額を上乗せする。（上限20万円）

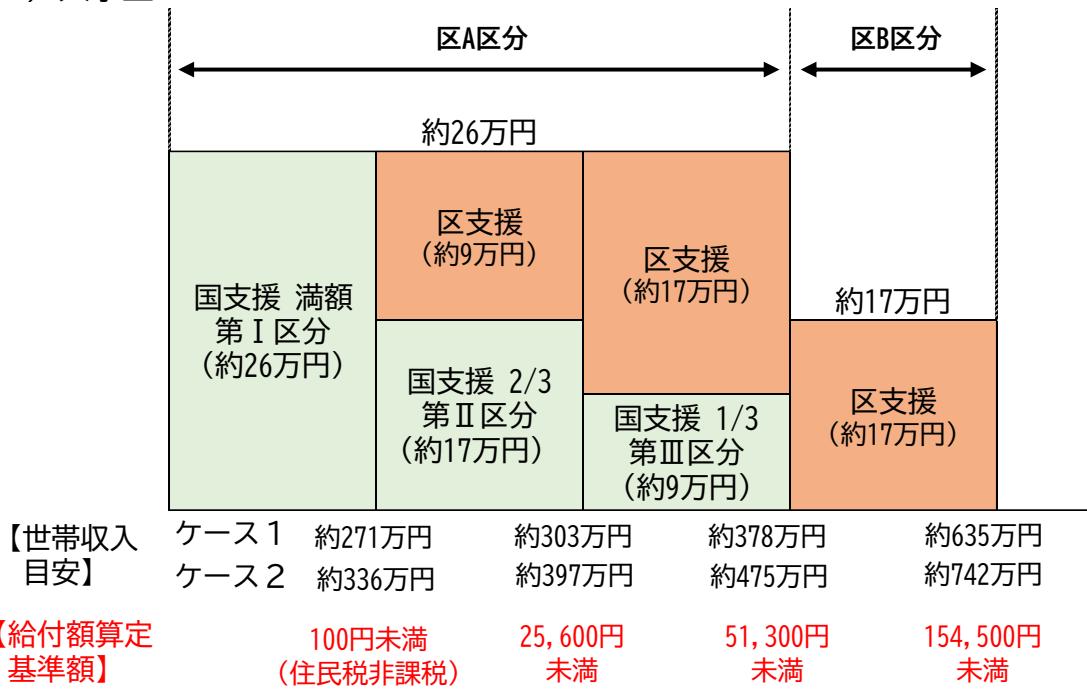
2 モデルケース

国制度を参考に、世帯構成や収入を仮定した上で、給付型奨学金のモデルケースを以下のとおり示す。なお、あくまでも金額は目安であり、実際の収入基準（給付額算定基準額）は、収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成や障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合が存在する。また、申込者は国制度の給付型奨学金に申し込み、採用される前提とする。

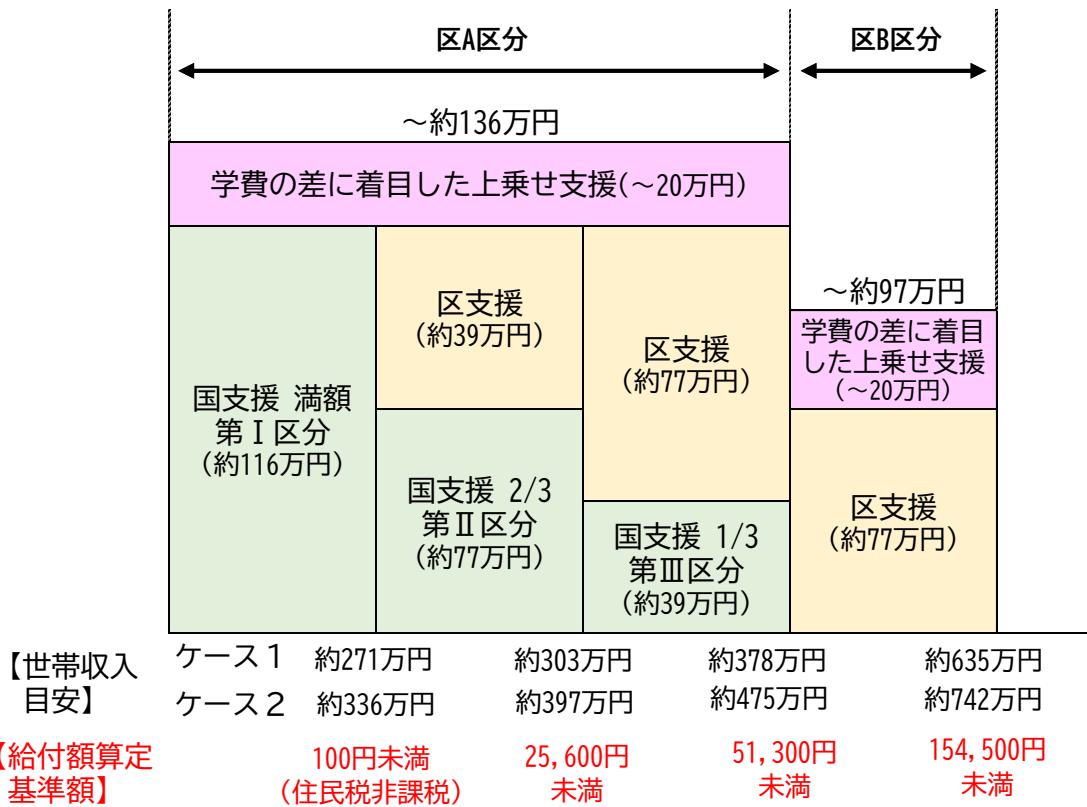
（参考資料：独立行政法人日本学生支援機構「給付型奨学金案内」）

	ケース1	ケース2
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	• 申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から通学する • 進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする	

(1) 入学金

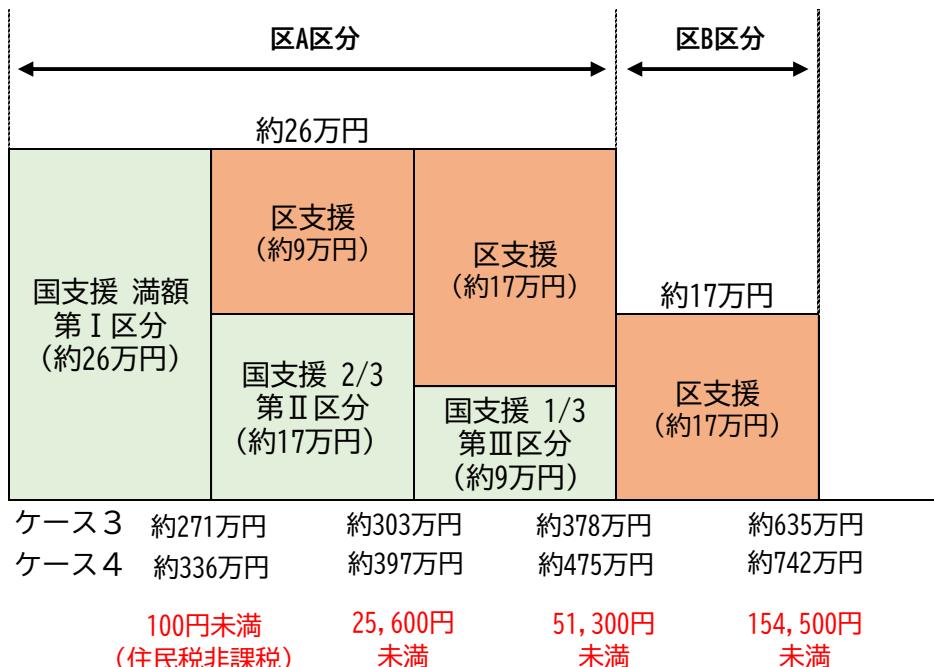


(2) 授業料等に対する奨学金

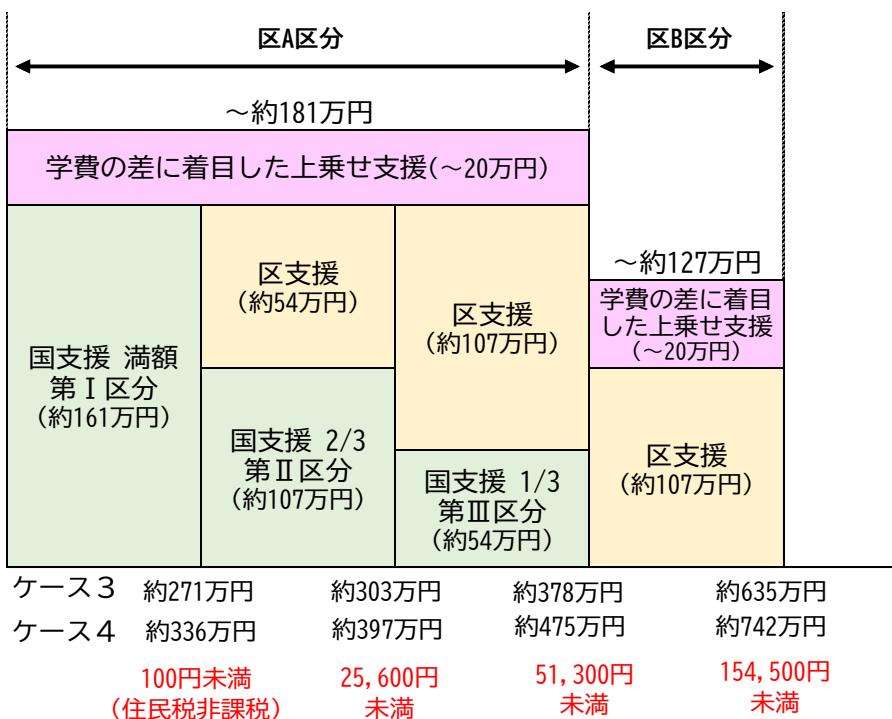


	ケース3	ケース4
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	<ul style="list-style-type: none"> 申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から離れて生活する 進学先は、実家から概ね片道120分の通学時間がかかる場所に位置する 進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする 	

(1) 入学金

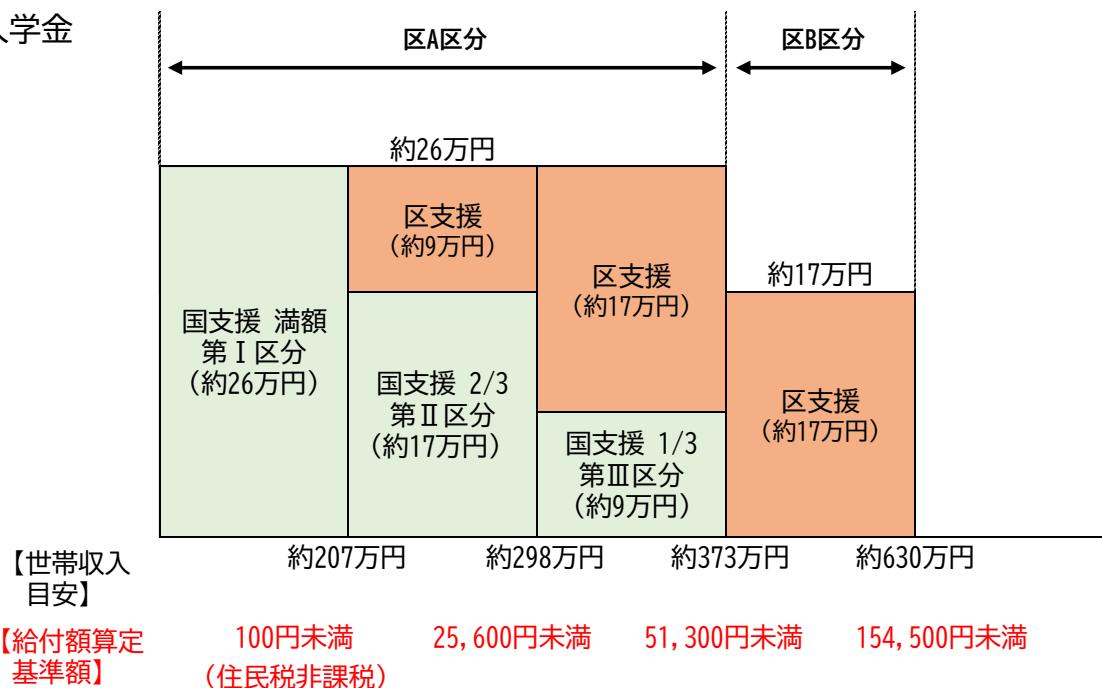


(2) 授業料等に対する奨学金

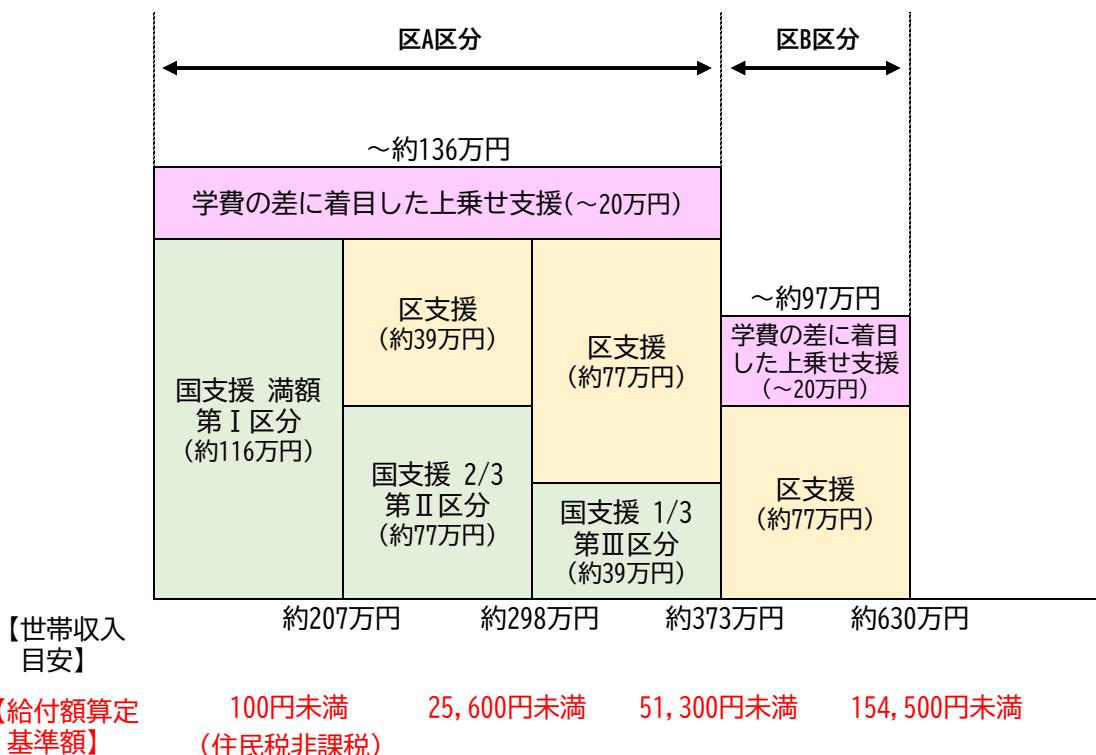


ケース5	
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から通学する ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

(1) 入学金

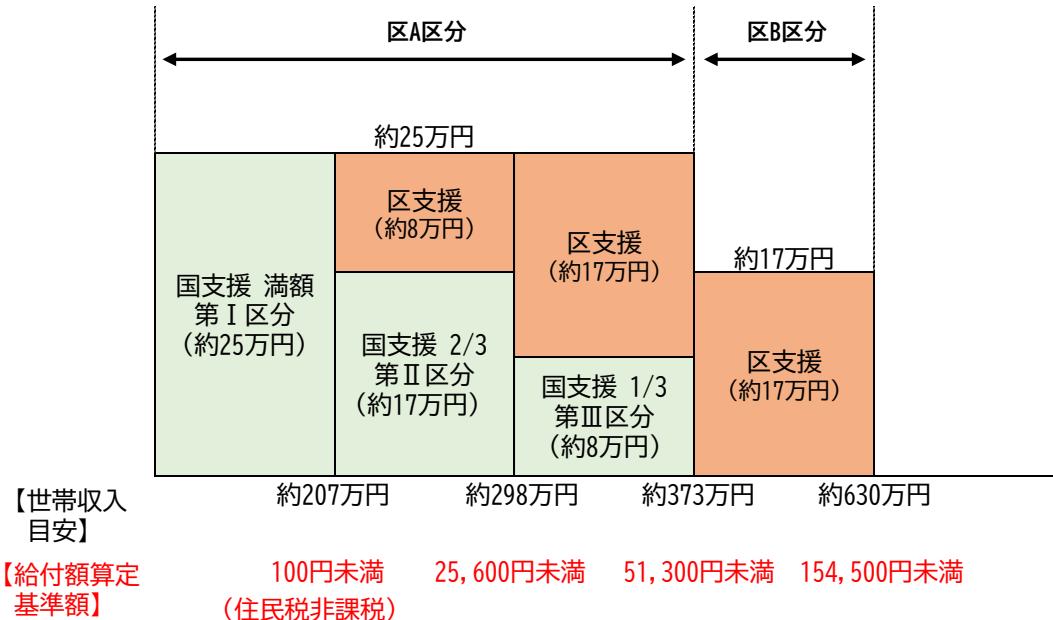


(2) 授業料等に対する奨学金

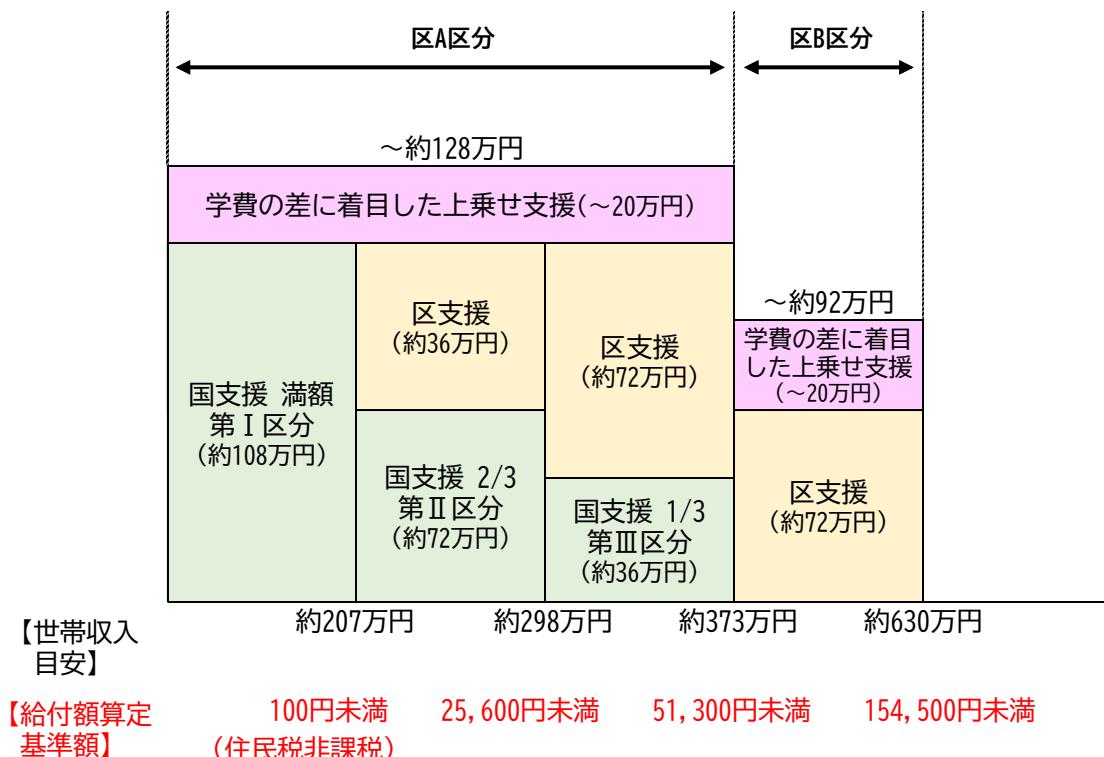


ケース 6	
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、私立短期大学に進学し、自宅から通学する ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

（1）入学金



（2）授業料等に対する奨学金



対象となる学校及び学業成績等に関する基準

対象となる学校及び学業成績等に関する基準は、現時点で以下のとおり。

1. 対象となる学校

(表1)で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校(確認大学等)に在学及び進学する人が給付対象となる。

(記号の意味) ○：給付対象 ×：給付対象外 △：表下(※)参照 (表1)

学校種別・課程		給付の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科 ※	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科 ※	△
専修学校	専門課程(上級学科を含む)	○
	通信教育課程	○

※ 短期大学および高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(以下、「認定専攻科」という。)に在籍している人に限り対象とし、本科卒業(修了)から認定専攻科への入学が1年以内であることとする。

2. 学業成績等に関する基準

申込者に応じて(表2)のとおりとする。ただし、基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が(表3)の1~3のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(表2)

申込者の年次	学業成績等に関する基準
進学予定者・ 在学生1年次	次の①~③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が5段階評価で3.5以

	<p>上であること</p> <p>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、学修計画書等により確認できること</p>
在学生2年次以上	<p>次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>① G P A（平均成績）等が在学する学部等における上位1／2の範囲に属すること</p> <p>② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること</p>

※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととする。

(表3)

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目的単位時間数）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合は、給付の対象となり得る。